

[国際学部10周年記念講演]

ダグラス・ラミス先生*、 日本国憲法を語る

開催日時：2006年7月13日（木） 午後1時20分－2時40分

開催場所：敬愛大学国際学部 205教室



皆さんの中に中国からの留学生がかなりいらっしゃると聞いて、嬉しく思っています。今拍手をしているのは中国の留学生ですね。話の内容を作り直せばよかったのですが、その時間がなかったので、今日の話は主に日本人の学生、あるいは一般市民の皆さんに向けてするようにできています。中国からいらした留学生にとって、隣の国の日本はどういう状況にあるか、それを知ることで自分の国これから民主化の問題について、少しでも参考にしていただければ嬉しいと思います。

まず、今なぜ「日本国憲法」を研究するべきか。もうなくなるかもしれないから、ということですね。なくなるとしたら、私たちは何をなくすこ

*ダグラス・ラミス氏：政治学者（C. Douglas Lummis: Political Scientist）

1936年サンフランシスコ生まれ。1960年米国海兵隊として沖縄に駐在。翌年除隊し、以後大半を日本で暮らす。現在沖縄在住。元津田塾大学教授。著書に『ラディカル・デモクラシー』（岩波書店）、『世界がもし100人の村だったら』（マガジン・ハウス、共著）、『やさしく読める日本国憲法』（マガジン・ハウス、監修）など多数。

とになるのか、しっかり知ったほうがいいのではないかと思います。今の世代の中には、「憲法なんか私とは関係ない。私のこういう生活と憲法とはまったく縁がない。関心がない。もっと身近なことに関心を持ちたい」という考え方の学生、若者がいると思います。ところが逆説的なことだけれども、そういう無関心の生活の権利を守ってくれるのが、今の憲法なのです。その憲法があって初めて、無関心のノンポリの生活は可能になるのです。今の憲法以前の時代、「大日本帝国憲法」の時代に、無関心ということは許されませんでした。国の政治の通りにしなければならない義務が社会の隅々にまで入っていて、無関心とかノンポリとか、「そんなのは関係ないよ」というゆとりはなかったのです。今はノンポリの人たちこそ、そういう生活を憲法によって守られているのだから、やはり憲法のことを意識したほうがいいのではないかと思います。

憲法が変わっても、生活はあまり変わらないのではないか、という考えもあると思いますが、それは歴史の記憶・歴史の認識が薄い証拠だと思います。つまり、大日本帝国憲法から今の憲法に変わった時代、変わった瞬間に、どの程度日本の日常生活が変わったか、ということを意識したほうがいいのではないかと思います。

「日本国憲法」は誰が誰に押しつけたのか ——いい憲法は押しつけるもの

大日本帝国憲法は「明治憲法」とも言いますが、「大日本帝国憲法」と言ったほうが性格が見えてくると思います。いちばん最初の言葉、つまり「前文」の最初の言葉は「朕」です。天皇は自分のことを朕と言います。天皇しか使えない「私」という言葉です。「朕は……」から始まるわけですから、大日本帝国憲法の文法的な主語は、明治天皇です。その憲法を文法的に分析すれば、すべて天皇の命令です。「朕はこうします」と、憲法のなかのすべての条項は、天皇の命令になっています。

今の憲法のいちばん最初の言葉は、「日本国民」です。今の憲法は皆さんもご存じだと思いますが、前文の原文は英語です。つまり占領軍が書いた

わけです。その原文のいちばん最初の言葉は、We—「われら」という言葉です。“We, the Japanese people”から始まります。日本語に訳されたとき、二つの違いがありました。一つは「われら」という言葉が後回しになって、いちばん最初の言葉にならない。そして「people」をどう翻訳するかという問題ですが、最初はpeopleは「人民」と訳されたそうです。それは辞書を調べればいちばん正しい訳だと思います。ところが当時の外務省の翻訳では、「人民」という言葉は居心地が悪くて——中国で使われるし、朝鮮で使われるし、東ヨーロッパでは「人民共和国」とか「人民戦争」のように「人民」には革命的な匂いがあったので——「国民」に直した。「国民」は「人民」と比べればかなり迫力が減るのですが、でも「われら」という言葉は残っています。いちばん最初の言葉ではなくてあとで出てくるのですが、今の憲法の文法的な主語は「われら」です。これは根本的な違いです。今の憲法は大日本帝国憲法の改正だと言われましたが、改正ではありません。まったく別の原理の憲法に入れ替わったわけで、それは改正とは言えない、まったく違うものです。天皇の命令の形になっている憲法から、「われら国民」の命令の形の憲法に切り替わったわけです。

日本国憲法は、形として見ると、文体というか文法というか、構成として、国民から政府への命令の形になっています。抜本的に国を作り直している、政府を作り直している。つまり理論的に主権在民の原理に基づいた憲法なので、国民が政府に対して、何をやっていいのか、何をやってはいけないのかをリストアップしているわけです。だから新しい憲法ができたために、政府の構造が変わるだけではなくて、国民の性格自身にも変化があったわけです。大日本帝国憲法の時代には、日本人は「国民」とは言わなかった。「臣民」でした。臣民、つまり天皇を頂点とする政府の命令に従う者、という意味の「臣民」です。それが「国民」・「市民」になりました。政府に命令する者・政府を作る者という切り替えです。それは東京永田町あたりの話だけではなくて、自分が意識してもしなくとも、日本人としてのアイデンティティーにも影響があったわけです。たぶん戦前と戦後を比較すると、戦争直後、この憲法ができたあとは、人の歩き方とかしゃ

べり方、自分をどのような者として意識するのかとか、アイデンティティーそのものの大きな変化があったと思います。戦後の代表的なポピュラーソングで、日本の歌謡曲として世界中に一つだけ流行った歌は「上を向いて歩こう」という歌です。その歌は、大日本帝国憲法の時代にはあり得ないことです。上を向いて歩こう、というような楽観的な自己意識を持つのは不可能だったと思います。

今の日本国憲法を変えるべきだという論理のいちばん強い言い方は、この憲法は主権在民だと言われるが、実際の歴史としては押しつけ憲法ではないか、という考えです。この憲法は日本人自身が作った憲法ではなくて、アメリカが戦争に勝って日本は負けて、アメリカが日本にこの憲法を押しつけた、と。だからこういう憲法でやっていくのは恥ずかしい、自分の憲法を作らないといけないと。

この論理はかなり強いですが、いろいろな反論があります。よく言われるのは、押しつけではない、というもの。つまり憲法案ができたとき、日本国民はそれを非常に歓迎して、喜んで支持した。したがって、押しつけではない。あるいは憲法を作ったアメリカの占領軍が、日本からのアイデア、憲法案を参考にして書いたのだとか。いろいろ反論はあると思いますし、それらは重要な反論だけれども、決定的な反論にはならないと思います。

私は、押しつけ憲法ではない、という言い方は、成り立たないと思います。逆に、私の言い方で言うと、押しつけ憲法であって何が悪いか、という答えが、最も事実に合うような答えではないかと思います。つまり憲法というもの、あるいは基本的人権を本当に守る憲法というのは、押しつけるものだと思うのです。それはいい憲法の性質・性格なのです。押しつけないと、いい憲法はできません。なぜかと言うと、本当に主権在民に基づいた憲法は何のためなのか、どういうふうに機能するのかというと、それは政府の権力を制限するものだからです。政府の権力を抑えるものです。まったく制限されない権力を握っている政府は昔もあったし、今もあるわけですが、権力を握っている人たちは勝手に命令できるし、この人は気に

いらないとか、この人が危険分子であるとかレッテルをつけて、手続きなしで判決するわけです。そういうことをやってほしくないから、憲法を作るわけです。

憲法にどういうことが書いてあるかというと、政府はどういう手続きによって権力を行使できるのか、ということです。これは近代憲法の始まりと言われているイギリスの大憲章「マグナカルタ」(1215年)のときからそうですが、そのマグナカルタは当時のイギリスの国王、ジョン王が自ら考えたのではなく、署名しろ、しないと殺すぞという形で、不法な王の政治に抵抗する封建貴族たちに強制されて署名したらしいのです。憲法というのはそういうものです。

日本国憲法の場合、押しつけ憲法であるかないかということではなく、誰が誰に何を押しつけたのかということをもっと細かく見ないと、この憲法の性質は見えてこないと思います。戦争直後の数ヵ月間、半年ぐらい、アメリカ占領軍は日本国民を仲間として考えたわけです。不思議な、非常に短い間しか残らなかったような同盟があったと思います。そして、占領軍は、国民はたぶんこの軍国主義政府に不満があるだろう、民主化がほしいだろうと考えた。だから、アメリカが日本に憲法を押しつけたのではなく、占領軍と日本国民が一緒になって、日本の政府に押しつけたものだと思います。そしてこの日本国憲法の特徴としては、政府の権力・権限を減らす勢いが非常に激しい。政府の権限を制限する条項が非常に多いのです。たぶん占領軍と日本国民では理由が違うとしても、同じ結論を持っていたと思います。この軍国主義政府には権力が多すぎる、減らすべきだと。それが今の憲法の性格に表れているわけです。

そういうふうに読めば、日本国憲法第1条から第40条までの条項のほとんどは、政府がやっていいことではなくてやってはいけないこと、政府の権力を減らす条項ばかりです。非常にネガティブな感じがしますが、政府の権利を減らしてから新しい政府を作る、という感じです。

第1条から第8条までは、神様のような天皇を象徴天皇に作り直すわけです。天皇制をなくせばよかった、という意見がもちろんありますし、残し

たことが大問題だという意見もありますが、少なくとも明治憲法と比べれば圧倒的に権力は少なくなっています。

そして第11条から第40条までのほとんどは、人権条項です。この文だけ読めば、政府がやってはいけないことばかり書いてあります。人権条項は普通はそういうふうに読まないかもしれないけれども、例えば言論の自由は保障される。言論の自由を保障するということは、人が政府にとって気に入らないことを話したり書いたりしても、そのことでその人を苛めてはいけない、逮捕してもいけない。結社の自由も保障されます。それは、政府の気に入らない集まりを企画しても、そのためだけで政府は警察に撃つたり殴ったり逮捕させたりしてはいけない、そういう権利は政府にはない。また政府が人を逮捕したい場合には、法の手続きを踏んで、証拠を出して裁判を開くなど、いろいろな手続きをしたうえでなければ、その人を処罰してはいけない、ということばかり書いてあります。第1条から第40条までのほとんどが政府の権力を減らすような条項です。第41条になって初めて、政府がやっていいことの話が始まるわけです。だから今の政府の人たちが、この憲法が押しつけ憲法だと感じるのも無理はない、政府に対して押しつけられているわけですから。政治家は自分の権力・権利を拡大したいのは当然ですけれども、この憲法によって「これもやってはいけない」、「あれもやってはいけない」と押しつけられているという気持ちになるのは、無理ないと思います。

ただ重要なのは、これはアメリカ政府から日本への押しつけではないということです。先ほどお話ししたように、この憲法ができたのは戦争が終わって数ヵ月たってからです。非常に珍しいことですが、そのとき占領軍と日本国民は先ほどお話しした暗黙の同盟のような関係にあったわけです。憲法を書くのにあと1年間かかっていたならば、この憲法ができたはずはないのです。この憲法が可能だったのは、その半年の時期だけだったと思います。というのは、憲法が発表されたのは1946年3月6日、つまり戦争が終わってから6ヵ月ちょっとたってからでしたが、それから2ヵ月たったら、アメリカ政府の態度が変わりはじめました。集会をするな、という警

告を出しはじめるわけです。日本国民はデモを止めろとか。そして翌47年の2月、労働組合はゼネストを計画しましたが、占領軍はそれを禁止するわけです。「逆コース」が始まるわけです。つまり、冷戦が始まりそうになって、アメリカ政府は日本に対する政策を逆転させます。平和主義の模範の日本を作るのではなくて、ソ連に対して軍事力のある強い国を作ろうということで、逆コースが始まるわけです。日本国民を仲間としてではなく、恐い存在として感じはじめます。労働組合は騒ぐし、ストライキはやるし、革命という言葉を使うし、恐い存在として感じて弾圧を始める。ですから47年には、もうこの憲法ができたはずはないのです。たぶんアメリカ政府は後悔したと思います。「しまった。この憲法を作るのは間違いではなかつたか」と思ったけれども、遅かった。取り返しがつかないまま、憲法ができたわけです。

先ほど、いい憲法は政府に押しつけないとできないものだと話しましたが、それはできたときだけでなく、ずっとそのあとも押しつけ続けないと、憲法はなくなるものです。アメリカ政府が押しつけに参加したのは6ヵ月ぐらいで、6ヵ月たってから抜けました。そのあと、誰が政府にこの憲法を押しつけ続けたかというと、それは日本国民です。政府は憲法を変えたくて、もっと大日本帝国憲法に近いものに戻したいという気持ちがずっとあった。けれどもできなかった。なぜかと言うと、それはアメリカが押しつけたのではなく日本国民の押しつけだったからです。だからこれは今でも押しつけ憲法であって、もしかして改正されれば、押しつけの足りない憲法ということになるかもしれません。

新憲法草案を読み解く——大きく変えられる日本

自民党の憲法改正案（新憲法草案）が出ています。読もうと思えば、自民党のホームページを開いてダウンロードして読むことができます。ぜひ読んでください。いろいろなところが変わります。この新しい憲法案には、主に4ヵ所の大きな変化があると思います。一つは「前文」で、今の前文には平和を求める言葉がありますが、それがなくなります。そして天皇の話

が前文に現れるわけです。日本国民が主権者である、という言葉は残っていますが、興味深いことに「われら」という言葉はなくなります。「日本国民」という言葉は残っているけれども、読むとどうも微妙な違いですが、「日本国民」は、「われら」でなくて「かれら」であり、やはり政府の人たちが書いているから、かれら日本国民、というふうに読めるのです。かれら日本国民に主権がある、と読める。これはだいぶ違います。

そしてもちろん、第9条のいちばん大事なところがなくなります。今の9条は1と2に分かれていますが、1の「戦争と威嚇はしない、放棄する」というところはそのままで、戦争はしない。けれども2で、「でも軍隊を持ちます」と言う……どうしてそんなことが書けるのか、と思われるような書き方です。自衛軍と言うのですが、軍隊です。そして今の9条2のいちばん重要なところは、たぶん最後のところだと思いますが、それは「国の交戦権は、これを認めない」という言葉です。「国の交戦権」という言葉は誤解されることが多いのですが、侵略戦争をする権利ではなく、戦争そのものができる基本的権利です。交戦権という言葉は日常語彙にないからあまり使われていない言葉ですが、それは露骨に説明したほうがわかりやすいと思います。

交戦権というのは、兵隊は戦場で人を殺しても殺人犯にならない、という特別な権利で、戦争で人を殺す権利、そして財産を破壊する権利です。交戦権があって初めて、兵隊は人を殺しても逮捕されないわけです。つまり殺し方を2種類に分ける国家の権利で、普通の人が銃で、あるいは学校に爆弾を投げたりしてたくさんの人を殺したりすると、私たちはびっくりして悲しくなって、なぜ人間はそういうことができるのか、という絶望感がわいてきます。でも兵隊は人を殺したら勲章をもらって、ヒーローになるわけです。やっていることは同じですが、政府を代表しているか、あるいは政府を代表していないかという違いです。それが交戦権です。今の日本国憲法には交戦権がなく、「国の交戦権は、これを認めない」となっています。自衛隊にも交戦権はないのです。だからイラクの戦場に自衛隊を送つても、軍事行動はできません。人を殺したら殺人犯になります。

興味深いのは、自民党の新しい憲法草案には「交戦権を認める」とは書いていません。自衛軍のこれからの攻撃などに関して「法律で定める」となっています。つまり、今の憲法では交戦権はないと決められていますが、新憲法草案では、「交戦権がある」とは書いていないけれども、交戦権があるかないかを、憲法レベルではなくて国会で決めることができるわけです。今の憲法は、政府つまり国会の権限をとても制限しているのですが、その制限をとっぱらうわけです。国会は、やろうと思えば交戦権を復活することができるのです。だから、政府の権限を非常に拡大することになるわけです。

自民党の新憲法草案で抜本的に書き直されている前文と第9条について話しましたが、三つ目は、人権条項についてです。人権条項である第12、13条に、「権利」だけではなくて「義務」という言葉をつけ加え、「公益及び公の秩序に反しない限り」人権がある、と条件つきにしています。この言葉は、大日本帝国憲法と同じです。大日本帝国憲法では、人権はあることはあるけれども、秩序に反しない限り、あるいは法律が許す限りという条件つきです。条件つきの権利は権利ではないのです。また、明治憲法（大日本帝国憲法）の人権条項は、人権ではなくて天皇の恵みです。君たちが問題を起こさない限り、これを許してやるという言い方です。問題を起こさない限り、つまり政府がいいと認める限りはやってもよい、という。それは権利ではありません。それは天皇の親切というか、恵みというものです。今の日本国憲法では、その人権は政府以前にある。つまり、それを許していいとか、いけないという権利は政府にはない、という言い方です。しかし自民党の草案では、大日本帝国憲法の威嚇を復活するわけです。「秩序に反しない限り」という言い方を入れるわけです。

四つ目は、あまり議論に出ていませんが、地方自治のところです。やはり主権在民の憲法には、地方自治がとても重要です。主権が国民にあるということは地方に主権があるということです。非常に具体的に、人が住んでいる所の近くに権力を置くこと、つまり中央政府から権利・権限を減らして、地方自治に権利・権限を拡大するということです。今の憲法で地方

自治のところは、「地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」となっています。その本旨の中身が何かについては書いてありませんが、それぞれの地方に政府を作る意思のような本旨があって、地方自治ができる、ということです。それを、自民党の新しい憲法草案では抜本的に書き直しています。あいまいな言い方ですが、本旨が何なのかについての定義がついています。「住民に身近な行政」に関する政治活動が、自治体の本旨だと言っています。なぜ「住民に身近な行政」と書き直しているかというと、たぶんこういう意味だと思います。日本の地方自治体は、東京の政府の外交権を邪魔するようなことをよく言うのです。例えば非核自治体——核兵器を置かない自治体、県とか町——が議決を出す。あるいは神戸市は、核を積んだ軍艦を神戸の港に入れないとか。いちばんうるさいのは、私が住んでいる沖縄です。ここに基地を置くなと。東京で決めたいことを地方で決めようとするわけです。だからそれができないように、自治体はその地域のことだけに関して決定権があって、国がやっていることを邪魔するな、と言いたいのだと思います。

もう一つは、第95条です。今の95条は、政府は特定の地域に関して、その地域だけに関する法律を作ってはいけない。その地域の人たちが許せば別だが、地域の意思に反して特定の法律を作ってはいけない、という条項で、とても重要です。しかし新しい自民党案ではそれを削除して、なくしています。それはたぶん、明らかに沖縄を狙っていると思います。沖縄に関して、特別の法律を作りたいわけです。沖縄は植民地ですから、やはり特別の法律が政府にとっては必要なわけです。

「平和憲法」と「沖縄」の矛盾 ——アメリカの史料から（ケナンとマッカーサー）

今までの話は、今の憲法を美化しているような、ユートピアのような憲法として話しているように聞こえるかもしれません。でももう一つ重要なのは、この憲法はこのまま実現されたことは一度もないということです。そのまま実現されていれば、日本はかなり面白い国になったと思いますが、政

府は実現しようとしたことはないのです。そして国民も、本当に実現したいのかどうか怪しいところです。どういうことかと言うと、前文と第9条を読むと、軍事力によってこの国の安全保障を守ることをやめて、平和外交を通して国の安全保障を守る、という政策です。それを政府がやってみたことは、一度もありません。憲法ができたときには米軍がいたわけです。しばらくして朝鮮戦争のとき、自衛隊ができはじめます。講和条約によって米軍は残るし、自衛隊はどんどん拡大するわけですから、とにかく軍事力があるわけです。軍事力によって日本の安全保障が守られているのか、かえって危ないのか意見は分かれますが。日本はアメリカの核の傘の下に入っているわけです。日米安全保障条約によって、米軍基地は、そのほとんどが沖縄ですが日本中にあります。その矛盾をどう考えればいいのかということです。

それに関して、歴史の資料を一つ紹介したいと思います。今まで日本史の専門家とかあるいは何人かの学者はその史料を知っていましたが、あまり公には紹介されていませんでした。1948年、まだ連合国軍総司令部 (GHQ) が統治権を握っていたとき、アメリカの国務省はジョージ・ケナンという有力な外交官を、ワシントンDCから東京へ送りました。外交史を勉強している人はジョージ・ケナンの名前を聞いたことがあると思いますが、当時、最も有力な外交官の一人です。第二次世界大戦が終わって冷戦が始まっているとき、ソ連に対する基本的なアメリカの政策をどうすればいいかという議論で、ケナンの提案がアメリカの政策の基本になりました。いわゆる「封じ込め政策」です。それは、ソ連を侵略はしないけれども、ソ連の拡大は許さない。したがってソ連の外側に、アリューシャン列島から日本、沖縄、東南アジア、トルコ、ヨーロッパなどをアメリカの基地で囲い込んで、ソ連が外に拡大しないようにする、というのがケナンの考えでした。とても能力のある人ですが、その彼を東京に送りました。アメリカの国務省は、マッカーサーの政策に対していろいろ不満があったのです。マッカーサーは独裁的で自分でいろいろなことを決めていたから、国務省には不満があったわけですが、最も大きな不満は「日本国には軍隊を作らな

い」という点です。だからケナンが持ってきた国務省からのメッセージは、平和憲法のナンセンスをやめて、ちゃんと日本の軍隊を作りなさい、ということでした。

ご紹介したい史料とは、ケナンの話を聞いて、マッカーサーがどう答えたか、というものです。マッカーサーは、断固、断りました。日本の軍隊は、絶対に作らない。その理由の一つ目は、公約を破ることになる、ということ。二つ目は、日本国民の前で我々の政策が変われば、恥をかく。そして三つ目は、今の日本政府は軍隊を作ったとしても役に立つ軍隊を作れるわけがないから、作ってもしようがない。四つ目に、作ろうと思っても日本政府には経済力がないから、破産する。そして五つ目は、日本国民はこの平和憲法が好きになったようだから、私たちが強制しない限り軍隊は作らないだろうが、強制するのはまずい、だから作らない、と言いました。そのあとが面白いのですが、マッカーサーはケナンに、「もちろん冷戦も始まっているし、ソ連が恐いから、日本を軍事力で守らなければならないのはわかっています。でも大丈夫です。なぜ大丈夫かと言えば、沖縄があるから」と。当時、沖縄には米軍がたくさんいたわけですが、アメリカ政府はその沖縄の基地を、沖縄自体をどうするかはまだ決めていなかった。だから臨時的な基地、鉄筋コンクリートではなく、いわゆる簡朴小屋とかテントのような基地しかできていなかった。「もし沖縄に永遠に残るような基地を作れば、日本から離れているので不便なことは不便だけれども、これから戦争は飛行機ですので、沖縄から日本を守ることはできる。だから政府はお金を出して、ちゃんとした永遠に残るような基地を沖縄に早く作りなさい。そうすれば、日本の平和憲法をそのままにしておいてもよろしい」と言ったわけです。ジョージ・ケナンは「なるほど」と言って、ワシントンDCに戻って報告書を書いて、アメリカ政府に渡した。その報告書のなかの案は、全部通ったそうです。そして、沖縄に対するアメリカの政策がはっきり変わって、鉄筋コンクリートの永遠に残るような基地を作りはじめたわけです。だから沖縄にある基地と日本の平和憲法との矛盾は、アメリカ政府のなかでは同じ政策の裏と表なのです。

沖縄には、平和憲法は一度も沖縄へ来たことがない、という言い方があります。平和憲法なんて「ヤマト」の話で、私たちの所には平和憲法はない、と。それはレトリックとか比喩のように聞こえますが、今話したマッカーサーのケナンに対する話は想像ではなく、歴史の事実です。アメリカの政策のなかで、沖縄の基地と日本の平和憲法は裏と表であり、それはマッカーサーの頭のなか、あるいはアメリカ政府の話だけではなく、実際に多くの日本人の心のなかにも、意識しているかいないかはともかくとして、その矛盾はあると思います。つまり多くの人は、憲法を守るべきだと言います。でも安保条約粉碎というスローガンは聞かなくなつた。平和を守りましょうと言うけれども、安保条約についてはどちらも言わない、沈黙です。やはり米軍基地をなくすのではなく……という一種のいわゆる平和主義が日本社会にあるわけです。憲法を守って、米軍基地は遠い所に置きましょう、沖縄に……。自分の近くに基地を作るという話になつたら、反対運動が盛り上がるわけです。その結果は沖縄へ戻るということになります。安保条約について黙っていて平和憲法だけ守ろうとするのは、この構造のなかで沖縄に基地を押しつける結果が生まれるということです。そういうからくりになっていることを意識してほしいわけです。

同じことを逆さまに言うと、沖縄にこういう言い方があります。「基地がなくなりそうもない。日本の世論を見ると、安保条約反対の世論になっていない。それが限らず、安保条約はなくならないだろう。であるならば、安保条約を支持している人たちが責任を持って、自分たちの住んでいる所の近くに基地を置くべきだ。日本全土にある米軍基地の75パーセントは、沖縄にある。それを平等に分配しようではないか」と。それにどう反論するか。自分が安保条約に反対していない限り、反論はできないと思います。安保条約に反対していないのなら、自分の近くに沖縄の基地を呼ぶような運動を起こしたほうがフェアではないか。そういう声が沖縄にありますが、どう反論するかは、なかなか難しいと思います。

この辺で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

質疑応答

質問 私はこの近所に住んでいます。昭和12年生まれで、終戦のときは小学校2年生でした。もちろん、戦争で逃げ回った体験もございます。小学校は当時、国民学校と言いました。先生は触れられませんでしたが、今の憲法の前文に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。要するに、世界の諸国民が平和を愛するということですが、この憲法ができるから核保有国がかなり増えています。それから先ほど映画で見ましたが、日本の平和憲法は誇れるものだ、国連に参加した200近くのなかで、日本はこの憲法を誇るべきだ、と外国の方がおっしゃいましたが、それなら自国の憲法も日本の真似をしたらいいはずです。よその憲法、日本の憲法に口を出す前に、自分のところの憲法はどうなのか。みんな核を持ったり、徴兵制を敷いたり、言っていることに矛盾があると思います。

また、この講演が始まる1週間前に、北朝鮮がミサイルを発射しました。そのとき、額賀福志郎防衛庁長官は、「今の日本には、守る手だけがありません」とはっきり言っていました。我々は税金を払って、何兆円も国防費をかけているのに、全然国を守れないというのはすごい矛盾で、今の憲法のむなしさを感じるのですが、先生はいかがお思いでしょうか。

ラミス 前文の「平和を愛する諸国民」と協力する、という言葉ですが、興味深い言い方ですね。それは甘いと読めます。愛していない人もいるではないか、と。でも限定しているわけです。世界の誰とでも協力するのではなくて、平和を愛する人と協力する。平和外交をこれからする、という言い方だと思います。平和勢力になろうとしている国民と連帯して、平和勢力を作るということですが、日本政府はそれをやってみたことはないのです。そのところが新しい案に書き直されているわけです。「国民」ではなく「国」になる。だから、平和を愛する「人々」と協力するのではなく、「政府」と協力するわけです。つまり今の政府の意識から考えると、それは

アメリカと協力して活動するという意味だと思います。

テボドンの話が出ました。北朝鮮は何を考えているのか、とみんな言います。新聞を読んでも、そういう記事ばかりです。狂っているのではないか、何を考えているのか、と。何を考えているのか、とてもわかりやすいと思います。北朝鮮は、半世紀前から核のミサイルと核爆弾の的として、ずっと生活しているわけです。北朝鮮に対する核の脅威は、半世紀ぐらい続いている。韓国の核ミサイルが北朝鮮を狙っている。アメリカの潜水艦から狙っている。沖縄から狙っている。ずっと、そういう存在なのです。そして一時期、韓国の太陽政策で、そういう脅威を減らして交流しようではないかという政策をとったのですが、少しずつうまくいきそうになったら、アメリカがブッシュ政権になって、ブッシュ政権は今までのアメリカの政策を抜本的に変えました。先ほど話したような、囲い込み・封じ込め政策をやめました。封じ込め政策は、先制攻撃をしてはいけないという政策だったのですが、先制攻撃をやってもよろしいと言いだしたわけです。「やってもよろしい」だけではなく、2回やりました。アフガニスタンとイラクで先制攻撃をし、侵略したわけです。アメリカには侵略権があると言いましたのです。そして「悪の枢軸」があって、それはイラク・イラン・北朝鮮だと。そしてイラクを侵略した。イランを侵略するかしないか、議論をしている。

北朝鮮の政府の責任者は、具体的な問題として、アメリカ合衆国が北朝鮮を侵略するかもしれないという状況にいるわけです。それは新聞を読んでもわかります。アフガニスタンとイラクを侵略したわけですから、次は北朝鮮を侵略するかもしれないと言っている。北朝鮮が恐怖症とかパラノイアなのではなくて、冷静に考えれば侵略される可能性はあるわけです。アメリカはその侵略政策をとっているし、核を持っている。だから北朝鮮は、私たちにも核があると言ったわけです。私たちも核を持っている、ミサイルを持っていると言っているわけです。何を考えているか、ではないのです。当たり前です。私はその考えは好きではないけれども、それを「核の抑止力」と言います。核を持っていれば、侵略されにくいのです。その考

え方は好きではないし、恐いのは恐いけれども、北朝鮮がどういう政策をとっているかというと、それは核を持っているすべての国の政策と同じなのです。「核の抑止力」です。核があると言ったら侵略されにくく、という計算。うまくいくかどうかわからないけれども、それは核兵器を持っている国の通常のものの考え方です。「何を考えているか」という言い方は、興味深い。この前のテポドンの翌日か2日後だったか、日本の防衛庁長官が「日本が主権国家として、ミサイルを持つのは当たり前でしょう」と言ったわけです。その言葉は、見事に北朝鮮のものの考え方を代弁してくれていると思います。北朝鮮が何を考えているか、彼は説明してくれたわけです。答えにならないでしようけれども……。

質問 本日、自民党の新しい憲法案のことを聞かせていただきましたが、今日聞いた限りでは、これが適用されても日本はあまりよくならないのではないかと私は思いました。ラミス先生はこの憲法案のことを、どうお思いですか。

ラミス 興味深いのですが、一つは、自民党はこれを「憲法改正案」とは呼んでいないのです。「新憲法案」と呼んでいます。これは面白いと思います。つまり、国を抜本的に作り直すつもりでいるわけです。ちょっとだけ変化があるのではなくて、第9条だけではなくて、「教育基本法」も作り直そうとしているし、根本的に日本社会を変えようとしている。皆さんも自分の生活は非常に変わると覚悟したほうがいいと思います。そして人権は減るし、学校のなかの生活は変わるし、いろいろなことが変わることと思います。たぶん、日本から亡命者が出てはじめるのではないかと思います。いろいろな人が日本に住むのは居心地悪くて、違う国に行くのではないかと思います。

もう一つ、先ほどお話したように、前の憲法から今の憲法に変わったとき、「我等（われら）」の中身が変わりました。「われら」は、「臣民」から「国民」・「市民」に変わった。また、大日本帝国憲法の「我等」に入っていた日本臣民だった人たちとは、朝鮮半島の人たち、台湾の人たち、カラフト

の南に住んでいる人たち、千島列島に住んでいる人たち、そして沖縄の人たちだったわけです。戦争が終わってから、その人たちが「われら」から消えたわけです。抜本的に国を作り直すときに、そこに誰が入っているか誰が入っていないか、抜本的に作り直すことは可能なのです。

ですからこのまったく新しい憲法ができるとき、自分がその国に属するか属さないかという選択は、各地域にあると思います。とくに沖縄の場合、この「ヤマト」に入っているのを止めるか続けるか、という議論が始まると思います。